

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	東和薬品株式会社		コード	4553
提出日	2026/6/9	異動（予定）日	2026/6/24	
独立役員届出書の提出理由	2026年6月24日開催の定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし	
1	栄木 憲和	社外取締役	○										△				有
2	大石 歌織	社外取締役	○													○	有
3	後藤 研了	社外取締役	○													○	有
4	安藤 伸樹	社外取締役	○													○	有
5	谷口 宗哉	社外取締役	○							△							新任 有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	独立役員として指定している社外取締役栄木憲和氏と当社は、2014年10月から2015年3月までアドバイザリー契約を締結しておりました。	栄木憲和氏は、グローバル企業での豊富な経験や幅広い見識を有しており、健全かつ効率的・客観的な経営の推進についての助言・提言や社外の視点から取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、監査等委員ではない社外取締役として職務を適切に遂行できるものと考えております。同氏と当社は左記の契約を締結しておりましたが、その取引金額は当社売上高の0.1%未満（200万円以下）であり、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しました。
2	該当する事項はありません。	大石歌織氏は、弁護士として企業法務に精通し、豊富な経験と専門的な知識を有しており、女性の視点や立場も活かし、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと考えております。なお、同氏は、上記a~lのいずれにも該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しました。
3	該当する事項はありません。	後藤研了氏は、公認会計士としての財務・会計等の分野における専門的な知識と監査法人の経営者としての豊富な経験を活かし、経営の透明性と客観性向上についての助言・提言が期待されるため、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと考えております。なお、同氏は、上記a~lのいずれにも該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しました。
4	該当する事項はありません。	安藤伸樹氏は、国内外に展開する企業での物流に関する深い知見と経営者としての経験に加え、健康保険行政において培われた日本の医療保険制度に対する幅広い知見を活かし、健全かつ効率的・客観的な経営の推進についての助言・提言が期待されるため、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと考えております。なお、同氏は、上記a~lのいずれにも該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しました。
5	谷口宗哉氏は、2022年3月まで当社のメインバンクである株式会社三菱UFJ銀行の取締役を務めておりました。	谷口宗哉氏は、金融機関での専門的な知見と役員としての経営に関する経験を有しており、経営陣から独立した客観的な立場から当社の透明性・公平性の強化についての助言・提言が期待されるため、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと考えております。同氏は当社のメインバンクである株式会社三菱UFJ銀行の取締役を務めておりましたが、2022年3月に退任し、すでに4年以上が経過しております。また、当社は複数の金融機関と取引をしており、同行からの借入高は借入金全体の14.9%で、他金融機関に比べ突出していないことから、当社の経営陣に同行のコントロールが及んでいることは無く、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しました。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。